

物価高騰対策施設運営支援金の概要

津市障がい福祉課

- 1 概要 利用者の快適な施設利用が維持されること等を目的に、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、物価高騰等に伴い光熱費等の負担が増加している障害者支援施設等の運営経費の一部を支援します。
- 2 対象施設 市内に所在する施設であって、令和7年4月1日時点でサービスを提供し、かつ、支援金の交付申請時点においても継続してサービスを提供している次の施設等を対象とします。
 - (1) 入居・入所施設
障害者支援施設、短期入所（単独型）施設、療養介護施設、共同生活援助施設、自立訓練（宿泊型）施設
 - (2) 通所系
生活介護事業所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所
 - (3) 訪問系
居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、計画相談支援（障害児相談支援）事業所
※ ただし、以下の施設は支援の対象外になります。
 - ・国及び地方自治体により直接運営が行われる施設等
 - ・サテライト型の共同生活援助施設
- 3 支援金の内訳
 - (1) 食材費

ア 入居・入所施設	21,132円（定員1人当たり）
イ 通所系	7,044円（定員1人当たり）
 - (2) 電気代・ガス代

ア 入居・入所施設	4,722円（定員1人当たり）
イ 通所系	2,934円（定員1人当たり）
ウ 訪問系	34,843円（施設当たり）
 - (3) ガソリン代

ア 入居・入所施設	2,200円（車両1台当たり）
イ 通所系	5,579円（車両1台当たり）
ウ 訪問系	2,200円（車両1台当たり）

 ※ 対象となる車両は、4輪以上の自動車で道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車のうち、施設（事業者）が所有している車両及び賃貸借契約を締結して使用している車両になります。
- 4 申請期限 令和8年9月30日（水）まで